

## 環境の保全に関する取組み

(資料編 P51~P52)

### 豊島区の現状

#### ● 大気汚染の状況

人の健康や生活環境に影響を及ぼす恐れのある大気汚染の原因となる主な物質には、二酸化窒素（NO<sub>2</sub>）や浮遊粒子状物質（SPM）、一酸化炭素（CO）、光化学オキシダント（Ox）、二酸化硫黄（SO<sub>2</sub>）などがあげられます。

区では、こうした大気汚染物質の状況を 24 時間監視しています。

大気汚染物質の経年変化

| 年 度                             |    | 18    | 19    | 20    | 21    | 22    |       |
|---------------------------------|----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 二酸化窒素(ppm)                      | 池袋 | 0.033 | 0.031 | 0.030 | 0.029 | 0.028 |       |
|                                 | 巣鴨 | 0.026 | 0.022 | 0.021 | 0.020 | 0.019 |       |
|                                 | 長崎 | 0.026 | 0.023 | 0.021 | 0.021 | 0.020 |       |
| 浮遊粒子状物質<br>(mg/m <sup>3</sup> ) | 池袋 | 0.033 | 0.028 | 0.027 | 0.027 | 0.023 |       |
|                                 | 巣鴨 | 0.031 | 0.026 | 0.025 | 0.023 | 0.022 |       |
|                                 | 長崎 | 0.030 | 0.025 | 0.024 | 0.024 | 0.024 |       |
| 一酸化炭素(ppm)                      | 池袋 | 0.8   | 0.7   | 0.7   | 0.7   | 0.7   |       |
| 光化学オキシダント<br>(5時~20時)(ppm)      | 巣鴨 | 平均値   | 0.030 | 0.030 | 0.030 | 0.031 | 0.031 |
|                                 |    | 時間数   | 417   | 385   | 470   | 423   | 440   |
| 二酸化硫黄(ppm)                      | 長崎 | 0.002 | 0.001 | 0.001 | 0.001 | 0.001 |       |

環境基準の達成状況

| 物質名<br>(評価方法) | 二酸化窒素<br>(長期的評価) |    |    | 浮遊粒子状<br>物質<br>(長期的評価) |    |    | 一酸化炭素<br>(短期的<br>評価) | 光化学<br>オキシダント<br>(短期的評価) | 二酸化硫黄<br>(長期的<br>評価) |
|---------------|------------------|----|----|------------------------|----|----|----------------------|--------------------------|----------------------|
|               | 池袋               | 巣鴨 | 長崎 | 池袋                     | 巣鴨 | 長崎 | 池袋                   | 巣鴨                       | 長崎                   |
| 平成22年度        | ×                | ○  | ○  | ○                      | ○  | ○  | ○                    | ×                        | ○                    |
| 平成21年度        | ○                | ○  | ○  | ○                      | ○  | ○  | ○                    | ×                        | ○                    |
| 平成20年度        | ○                | ○  | ○  | ○                      | ○  | ○  | ○                    | ×                        | ○                    |
| 平成19年度        | ○                | ○  | ○  | ○                      | ○  | ○  | ○                    | ×                        | ○                    |
| 平成18年度        | ○                | ○  | ○  | ○                      | ○  | ○  | ○                    | ×                        | ○                    |

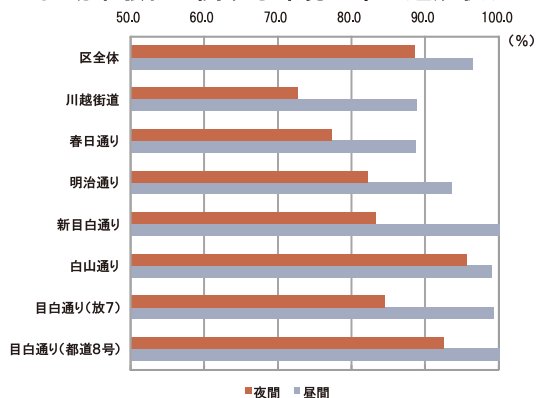
大気汚染の状況は、平成 12 年度の東京都のディーゼル車規制で大きく改善されて以降、横ばいながらも少しずつ改善されています。

● **自動車騒音・振動**

自動車騒音・振動はここ数年大きな変化はありません。

自動車騒音について幹線道路から50m の範囲にある住居等のうち、環境基準を達成した戸数の割合は、区全体で昼間は96.4%、夜間は88.6%でした。

自動車騒音に関する環境基準の達成状況

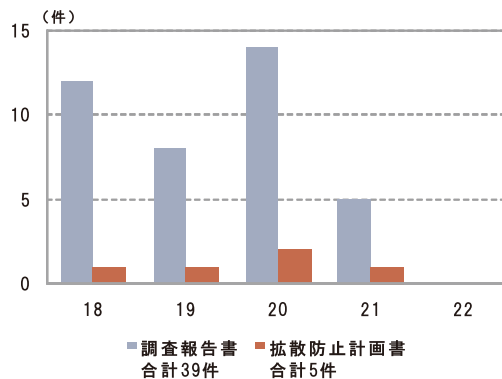


● **土壌汚染対策**

有害物質取扱事業場の廃止等の際に、事業者から土壌汚染調査報告書が提出され、その結果土壌汚染が確認されれば、汚染拡散防止計画書が提出されます。

平成22年度の届出はありませんでした。

土壌汚染に関する届出数の推移

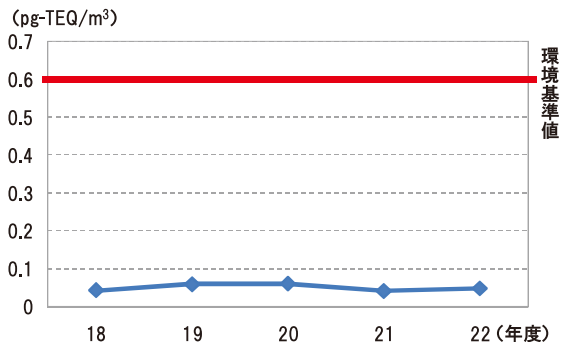


● **ダイオキシン類**

ダイオキシン類の一般環境大気への影響を把握するため、区内5地点における大気中のダイオキシン類の調査を行っています。

平成22年度は平均で0.048 pg-TEQ/m<sup>3</sup>であり、大気環境基準値(0.6pg-TEQ/m<sup>3</sup>以下)を下回っています。

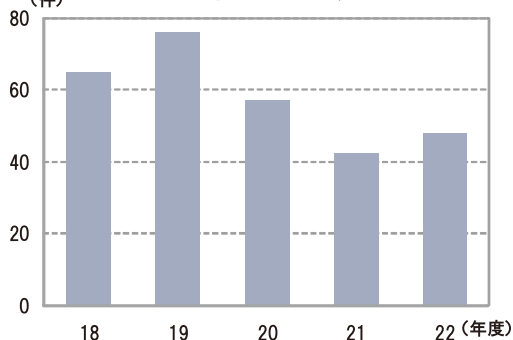
大気中ダイオキシン類濃度の推移



● **アスベスト対策**

アスベストを含有する吹き付け剤・保温剤等の撤去工事には、届出及び飛散防止措置が必要です。平成22年度は48件の届出がありました。区では、これに加え解体時には撤去業者の了解を得て確認を行っています。

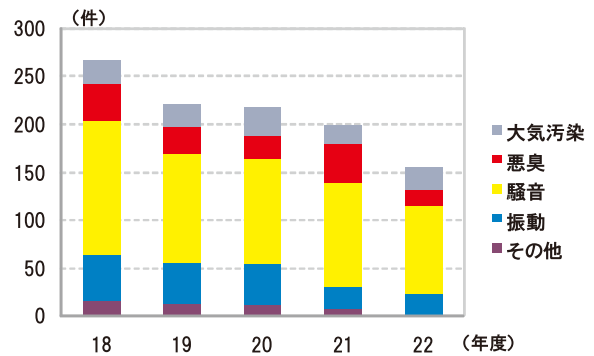
アスベスト撤去届出数の推移



## ● 公害苦情

区には、騒音、振動、悪臭等の公害に関する様々な苦情が寄せられています。公害苦情は、住民の生活に密着した問題であり、迅速・適正な処理が求められています。平成 22 年度の現象別苦情件数は 155 件で、騒音が半数以上を占めました。なかでも建設・解体工事に伴う騒音苦情の占める割合が大きくなっています。

公害苦情件数の推移



※1 件の苦情で2つ以上の現象を含む場合あり

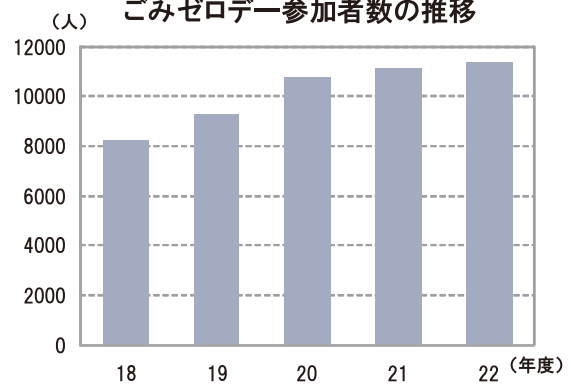
## ● まちの美化推進

多くの来街者が集う駅周辺などでは、環境美化のルールが十分に守られず、たばこの吸い殻、空き缶、ペットボトルなどのポイ捨てが見受けられます。

こうした中、区では環境美化に対する意識向上を図るため、ごみゼロデーをはじめ、区民・事業者・地域団体・ボランティアと行政が一体となった取組みを進めています。

ボランティア活動への協力者が増える一方、夜中などにポイ捨てされる傾向があり、今後も取組みが必要です。

ごみゼロデー参加者数の推移



地域の清掃活動

## ● 歩きタバコ・ポイ捨て対策

歩きタバコの火や煙による被害や、吸い殻等のポイ捨てによるごみの散乱の問題が、現在大きな社会問題になっています。

区では、平成 16 年 11 月に区内全域「歩きタバコ・ポイ捨て禁止」を基本とした『としま喫煙マナー』を定め、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる、さわやかな街づくりを進めています。

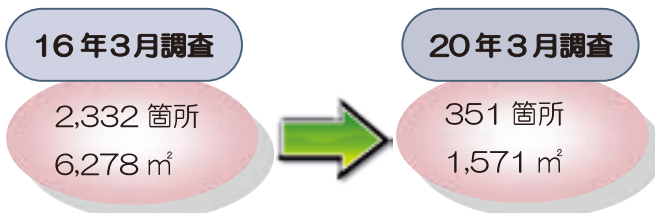


● 落書き対策

落書きは街の美観を損ねるばかりでなく、そのまま放置しておくとも治安の悪化にもつながるものです。

落書きのないきれいで安心・安全な街づくりを推進するため、さまざまな落書き消去活動に取り組んでいます。

豊島区内の落書きの状況



継続的な事業の取組みにより、区内の落書きは大幅に減少しています。

● 主な施策の実施状況

大気汚染、水質・土壌汚染、騒音・振動などの問題から、区民のみなさんの生活環境を保全するため、発生状況の監視を行い、防止に向けた取組みを進めるとともに、環境美化活動を推進するため、以下のような取組みを実施しています。

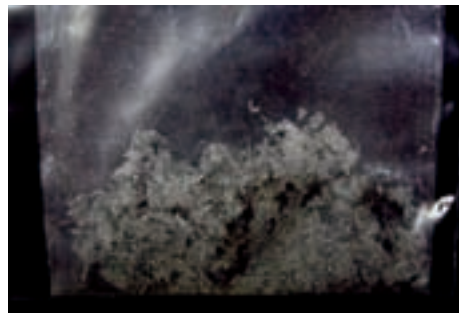
● 公害の発生の未然防止

騒音や振動等の公害の発生の未然防止として、以下のような届出等を義務付け、検査等を行っています。

1. 環境確保条例に基づく工場・指定作業場の設置や変更等
2. 騒音規制法と振動規制法に基づく特定施設の設置や変更等
3. 騒音規制法と振動規制法に基づく特定建設作業の届出
4. 大気汚染防止法及び環境確保条例に基づくアスベストを使用している建物の解体・改修工事の事前届出
5. 集合住宅建築条例に基づく事前協議



現場立会の様子



除去されたアスベスト

### ● アスベスト分析調査助成金交付事業

区内の建築物におけるアスベスト分析調査経費の助成を行うことにより、住宅・建物の安全対策を促進しています。



天井などに吹付けられたアスベストの例

### ● ごみゼロデー

毎年5月30日を、としまがいちばんきれいになる日「ごみゼロデー」として、区内の町会・商店会・学校・事業所などの関係機関に対し、区内全域での一斉清掃への協力を呼びかけています。平成22年度の参加者も、1万人を超えました。

|              | 人数等  |
|--------------|--|
| <b>参加者総数</b> | 11,374 人   |
| <b>事業内容</b>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の清掃活動</li> <li>・職員清掃活動</li> <li>・喫煙マナーアップキャンペーン</li> <li>・違法看板等撤去指導</li> <li>・放置自転車等対策キャンペーン</li> <li>・不法投棄パトロール</li> <li>・落書き消去活動</li> <li>・リサイクル・ごみ減量啓発パネル展</li> </ul> |

### ● 喫煙マナーアップキャンペーン

歩きたばこやポイ捨ての迷惑行為をなくすため、通行人に喫煙マナーの向上を呼びかけるキャンペーンを実施しています。

喫煙マナーについては、個人のモラルによるところが大きく、社会全体でこの問題を考える必要があることから、区民、事業者、区が一体となってキャンペーンを展開しています。



キャンペーンの様子

## ● 歩行喫煙パトロール

きれいでさわやかな歩行者空間を確保するため、区内全域での歩きたばこや落書き対策の事業を展開しています。

歩きたばこ対策としては、歩行喫煙者に対して直接指導するパトロールを実施し、これまでの意識啓発を中心としたキャンペーン活動を一歩進め、より効果的な施策を展開することで、更なる喫煙マナーの向上を目指していきます。

### 駅周辺のパトロール

人通りの多い駅前などの表通りでは、年間365日、区内14駅周辺で歩行喫煙パトロールを展開しています



### 路地裏でのパトロール

歩行喫煙者の多い路地裏を中心に、平日、区内JR各駅周辺、商店街地区において、歩行喫煙パトロールを展開しています



## ● 新たな喫煙ルールづくり

豊島区では、マナーによる歩行喫煙者対策を推進してきましたが、マナーによる対策だけでは限界があり、喫煙ルールづくりについての区民ニーズが高まってきました。

そこで、喫煙のルール化を進めるため、パブリックコメント制度による意見の募集や、地域の皆さまから様々な意見を伺い、条例内容の検討を重ねてきました。

新たな条例案「路上喫煙及びポイ捨て防止に関する条例」は、12月に開催された区議会において可決・成立しました。

1. パブリックコメントの実施・・・平成22年9月27日～10月26日
2. 条例の可決・成立・・・平成22年12月10日
3. パブリックコメントの公表・・・平成23年1月25日～

### ● としまクリーンサポーター制度

区内の企業・団体等が、きれいなまちづくりのサポーター「クリーンサポーター」として、自主的な環境美化活動を実践することにより、自分たちの街を自分たちできれいにしていく取り組みです。登録団体数は、昨年度より13団体増えています。

クリーンサポーターのみなさんには、その証としてステッカーを配付しています。

|              | 登録団体数 |
|--------------|-------|
| としまクリーンサポーター | 70 団体 |



### ● 今後の取組み

#### ● 路上喫煙者対策の推進

区では平成 23 年 5 月 30 日より路上喫煙を禁止とする「路上喫煙及びポイ捨て防止に関する条例」を施行しました。

今後は、条例の周知徹底を図るため、路上シールや看板の設置など様々な啓発活動やパトロールを展開していきます。

#### 条例の内容（路上喫煙に関すること）

1. 道路上では、吸い殻入れのある場所以外での喫煙はできません
2. 道路以外の公共の場所でも歩行喫煙はできません
3. 喫煙者は、吸い殻入れのある場所でも、自らの喫煙による火や煙などで、他の方へ被害が生じないように努めましょう
4. 吸い殻入れを設置・管理する方は、適正な管理とともに、喫煙者の責務を守ることができるよう設置に配慮しましょう

